

## 福山市水防資器材貸与要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福山市防災計画及び福山市水防計画に基づき、地域住民の相互協力による自主的な防災活動等を支援し、風水害等の災害時において速やかに効果的な対応を行い、地域住民の生命の安全、財産の保全を図るため、防災資器材を地域の自主防災組織へ貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災資器材 風水害等の災害時における防災活動に必要な別表1に定めるものをいう。
- (2) 自主防災組織 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項に規定する団体をいう。

### (貸与の申請)

第3条 防災資器材の貸与を申請することのできる自主防災組織は、原則として小学校区を単位として編成された自主防災組織とする。ただし、地域の特性に応じて効果的な防災活動が可能であると認められるときは、単位町内会又は単位町内会等で組織された自主防災組織は防災資器材の貸与を申請することができる。

- 2 自主防災組織が、防災資器材の貸与を申請する場合は、防災資器材貸与申請書(様式1)を市長に提出するものとする。
- 3 自主防災組織は、前項の申請を行うに当たっては、事前に、当該自主防災組織が設置される地域内の土木常設員、関係団体等と十分協議の上、学区(地区)自治会(町内会)連合会長の確認を受けるものとする。
- 4 市長は、第2項の申請において、必要と認める書類を添付させることができる。

### (防災資器材の貸与及び期間)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときはこの要綱に基づき防災資器材を貸与する。

- (1) 貸与する防災資器材の種類及び数量は、原則として別表1区分の欄に掲げる防災資器材の種類に応じ、それぞれ同表数量の欄に定める数量を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 貸与期間は、2年とする。ただし、必要によりこれを更新することができる。
- (3) 貸与する防災資器材は、市長の指定する場所において引き渡すものとする。

### (貸与の条件等)

第5条 前条の規定により防災資器材の貸与を受ける自主防災組織は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与を受けた防災資器材は、災害時において緊急的に活用するものであるため、その保管場所は、地域で十分検討し確保することとし、公共施設への保管はしないこと。ただし、貸与を受けた防災資器材を保管するために適当な場所が無いときなど地域の状況によりやむを得ず公共施設に保管することについて当該施設の管理者の許可等を得たときは、この限りでない。
- (2) 貸与を受けた防災資器材は、災害時の緊急を要する場合以外個人での使用はしない

こと。

(3) 貸与を受けた防災資器材を使用した場合は、防災資器材使用報告書(様式2)を提出すること。

(4) 貸与を受けた防災資器材については、2年に1回、防災資器材保管報告書(様式2)によりその保管状態を報告すること。

(5) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

(保管上の注意事項等)

第6条 第4条の規定により防災資器材の貸与を受ける自主防災組織は、貸与された防災資器材を緊急時に有効に活用するため、次の事項に留意するものとする。

(1) 管理責任者を定め、善良な管理者の注意を持って常に良好な状態で貸与された防災資器材を管理すること。

(2) 管理台帳(様式3)を備え、貸与された防災資器材の保管数量の把握に努めること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の施行の際、現に貸与を受けているものについてはこの要綱による貸与とみなし必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2006年(平成18年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年(平成20年)10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、2012年(平成24年)2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、2019年(令和元年)5月20日から施行する。

別表1

貸与する防災資器材と数量

区 分	数 量	区 分	数 量	区 分	数 量
土のう袋	100袋	ジ ョ レ ン	2本	バリケード	5個
真砂土	2t車1車	ビニールシート	5枚	カラーコーン	10個
スコップ	5本	一 輪 車	2台	ロ ー プ	2巻

## 防災資器材貸与申請書

年 月 日

福 山 市 長 様  
(総務局総務部危機管理防災課)

申請者

自主防災組織等の名称.....

代表者名.....

(自署又は記名押印)

住 所 福山市 町.....

(電話 - - ).....

防災資器材を貸与願いたく申請します。

なお、貸与を受けた資材は、福山市防災資器材貸与要綱に基づき適正な管理に努めます。

### 1 貸与申請資器材及び数量

区 分	数量	区 分	数量	区 分	数量
土 の う 袋		ジ ョ レ ン		バ リ ケ ード	
真 砂 土		ビ ニ ール シ ート		カ ラ ー コ ーン	
ス コ ッ プ		一 輪 車		ロ ー プ	

### 2 管理責任者名.....

住 所 福山市 町.....

(電話 - - ).....

### 3 保管場所の名称.....

所在地 福山市 町.....

※確認

.....学区 (地区・町) 自治会 (町内会) 連合会長

.....

(自署又は記名押印)

## 防災資器材(保管・使用)報告書

年 月 日

福 山 市 長 様  
(総務局総務部危機管理防災課)

申請者

自主防災組織等の名称.....

代表者名.....

(自署又は記名押印)

住 所 福山市 町.....

(電話 - - ).....

見出しのことにつきまして、福山市防災資器材貸与要綱の規定に基づき、次のとおり報告します。

資器材名	受領 数量 (1)	使用 数量 (2)	使用不可能 な資器材の 数量 (3)	差引数量	備 考 (使用した理由及び 使用不可能の理由)

※使用数量及び使用不可となった数量がある場合は、その理由を備考欄に記入のこと。

※使用数量は使用後にその都度、保管状況は2年に1回報告のこと。



## 貸与を受けるにあたっての留意点

- 管理責任者を定め、善良な管理者の注意を持って常に良好な状態で管理すること。
- 貸与を受けた防災資器材は、災害時において緊急的に活用するものであり、その保管場所は、地域で十分検討し確保することとし、公共施設への保管はしない。ただし、防災資器材を保管するために適当な場所が無いなど地域の状況によりやむを得ず公共施設に保管することについて当該公共施設の管理者の許可等を得たときは、この限りでない。
- 貸与を受けた防災資器材は、災害時の緊急を要する場合以外個人での使用はしないこと。
- 貸与を受けた防災資器材を使用した場合は、防災資器材使用報告書(様式2)を提出すること。
- 管理台帳(様式3)を備え、保管数量の把握に努めること。
- 貸与を受けた防災資器材については、2年に1回、防災資器材保管報告書(様式2)によりその保管状態を報告すること。
- 貸与期間は、原則として2年とするが、必要により更新することができる。